（削る）

（削る）

（削る）

（環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

第六条　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（清掃の技術上の基準） **第三条**　法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たつて清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。 七～十五　（略） （保守点検の時期及び記録等） **第五条**　（略） ２・３　（略）	（清掃の技術上の基準） **第三条**　法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たつて清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。 七～十五　（略） （保守点検の時期及び記録等） **第五条**　（略） ２・３　（略）

（フレキシブルディスクの構造）

第六条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第六条の四　第六条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一

２　第六条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第六条の五　第六条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書（様式第一号）中の汚染負荷量賦課金番号

二　法第五十五条第一項の申告書の提出年月日